

平成 30 年度第 1 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 30 年 6 月 13 日 (水) 午前 10 時 00 分 ~ 午前 11 時 45 分

2 会議の場所 岡崎市役所分館 2 階 202 号議室

3 会議の議題

- (1) 報告第 1 号 「ふるさと景観資産の解除について」
- (2) 諮問第 1 号 「景観重要建造物 (善立寺) の現状変更に係る許可について」
- (3) 諮問第 2 号 「屋外広告物の特例許可について」

4 会議に出席した委員 (12 名)

学識経験者	河江 喜久代
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	堀越 哲美
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	丹羽 誠次郎
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	佐藤 繁子
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	鈴木 壽美

5 説明者

都市整備部長	初井 泰晴
都市整備部まちづくりデザイン課長	杉山 弘朗
都市整備部まちづくりデザイン課 副課長	木下 政樹
都市整備部まちづくりデザイン課 屋外広告物係係長	奥田 信
都市整備部まちづくりデザイン課 屋外広告物係主事	武田 穂波
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係係長	成瀬 晋
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係主事	片岡 拓己
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係技師	小林 佑大
都市整備部公園緑地課 計画係係長	藤城 直尊
都市整備部公園緑地課 計画係主任主査	河合 寿八

6 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として堀越委員及び天野委員を議事録署名者に指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

8 報告第1号「ふるさと景観資産の解除について」(説明)

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局(河合主任主査)による説明が行われた。

9 報告第1号「ふるさと景観資産の解除について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

瀬口会長：

「ホソバ」は樹種か。

事務局：

「イヌマキ」のことを静岡地方では「ホソバ」と呼んでいる。

瀬口会長：

育ち過ぎた木が民家や道路に倒れた際の影響や手入れの難しさは理解できるが、枯れてしまったわけではないので、安全が確保されるよう剪定して保全することはできないか。

事務局：

安全が確保されるまで剪定すると名木の選定基準にそぐわない。所有者も周辺への影響を懸念し、伐採はやむを得ないという考えである。

杉野委員：

道路工事に伴う根の切断が樹勢に影響を与えたことについて、選定と工事の前後関係を説明してほしい。

事務局：

道路改良工事の後に当該樹木をふるさとの名木に指定している。

中根委員：

市役所の中で道路部門と景観部門は十分に連携できているか。

事務局：

工事の際に、受注業者から名木の扱いについて発注者へ問い合わせがあるという話を聞いている。少なくとも今回の物件は、名木指定の後に道路工事が原因で生育に悪影響を与えたというものではない。

瀬口会長：

写真では名木の標識を確認することができないが、どこに設置されているのか。

事務局：

道路から見えない場所にある。

瀬口会長：

標識が見にくいところにあつたのでは、工事施工者は気付かないことはないか。

中根委員：

工事担当課が名木への配慮を怠らないよう行政内部で周知を徹底する取り組みと、工事業者が名木への配慮を徹底できるよう工事発注者が業者を指導する、2つの取り組みが必要である。

天野委員：

地域景観の象徴である名木の記憶が地域に還元されるよう、伐採後の材木を再利用するなどの考えはないか。

事務局：

市が事業として材を再利用することは考えていない。基本的には所有者判断となり、費用が発生する話でもあるため、当課がこの場で決定することはできない。頂いた提案を所有者へ報告させていただく。

横山委員：

選定解除された名木の材を再利用することについて、条例で規定することはできないか。

事務局：

所有者負担の増加が指定に悪影響を与えるなどの課題も考えられるため即答できない。検討させていただく。

瀬口会長：

名木は年々数が減っている。減少の根本的な原因を考える必要がある。また指定する際も将来の継続可能性を重要視するように。

また、解除された名木の所有者に対して、景観資産を長期に渡り保全していただいたことに対するお礼をしっかりともらいたい。

議長が報告第1号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

10 諮問第1号「景観重要建造物（善立寺）の現状変更に係る許可について」（説明）

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（小林技師）から説明した。

11 諮問第1号「景観重要建造物（善立寺）の現状変更に係る許可について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

柴田委員：

資料2ページの図中にある「谷銅」は「谷樋」のことか。

事務局：

誤記である。谷樋で間違いはない。

堀越委員：

樋の設置について、資料写真に樋の支持金物のようなものが写っているが、もともとあった樋を復元するということによるしいか。

事務局：

その通りである。

杉野委員：

いつの時点で樋が設置されたかは難しいところではある。

説明の中で、谷に松葉が詰まって雨漏りなどの原因となったと推論されていたが、樋をつけると今度はそこに松葉が詰まることが予想されるため、根本解決のためには松の対処が必要だと考える。

瀬口会長：

必要に応じて松を剪定するなどの維持管理をしっかりと徹底してもらいたい。

事務局：

所有者にお願いをする。

横山委員：

樋は建築家にとって難しい課題。デザインの観点ではないほうが美しいのでは。

事務局：

所有者は銅製の樋を設置したい意向だと聞いている。

瀬口会長：

谷樋も補助金の対象となっているのか。

事務局：

対象である。

横山委員：

反対側にも谷樋はあるのか。

事務局：

ない。

瀬口会長：

資料の誤字を修正しておくように。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について全会一致で原案のとおり了承し、その旨を答申することに決定した。

12 諮問第2号「屋外広告物の特例許可について」(説明)

議長が報告第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局(武田主事)から説明した。

13 諮問第2号「屋外広告物の特例許可について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

丹羽委員：

資料中の写真（図・イメージ）のデザインは決定しているのか。

事務局：

デザインはまだ決定しておらず、愛知産業大学で今後決めてもらう予定である。

丹羽委員：

特例許可については賛成であるがどのようなデザインにするかに尽きるものとする。写真で見えていない面のデザインはするのか。

事務局：

予算の関係もあるのでどこまでデザインするかは未定である。

横山委員：

大学だけでなく地元協議会にもデザイン選定に関わってもらいたい。

柴田委員：

公共性については問題ないとする。岡崎にふさわしいデザインは何なのかという明確な基準ができると今後のためになると思う。また、「 のまちに相応しいデザインは 」というような、地域ごとの方向性が示されると良いのではないか。

瀬口会長：

今回は特例許可をするかという諮問である。デザインについては当事者の愛知産業大学の中でしっかりと監修することで対応することは可能か。

堀越委員：

大学としては学生主体で進めるが、藤川まちづくり協議会に提示する前に教員が確認をするので問題の無いデザインを提示するつもりである。

中根委員：

条例との整合性について質問する。このような特例は過去どれくらいの件数があるのか。デザインが確定する前に特例許可を出すことは条例では問題はないのか。

事務局：

条例第 11 条第 6 項「その他公共的目的」に係る案件としては、知る限り今回が初の案件である。表現の自由の観点から、法及び条例ではデザインの内容に制約を設けてはいない。

中根委員

条例でデザインについての記述がないのであれば、特例許可を出すかの判断は公共性があるかがポイントとなる。公共性の有無で議論をすべきである。

瀬口会長：

岡崎市屋外広告物条例では、デザインに関しては指摘しないことになっているのか。

事務局：

色や形態に規定を設けている他、良好な景観のための配慮を求めている。また他法令に規制されている内容は掲出できないが、デザインの内容に関しては屋外広告物条例内で制限してはいない。

瀬口会長：

条例にデザインに関する規定がないので、今回の論点は公共性があるかという点を審議するという点でよろしいか。

横山委員：

藤川まちづくり協議会と大学が協力してまちづくりについて協議しているという点で公共性については全く差し支えないものとする。

瀬口会長：

むらさき麦の復活や大学と連携した藤川宿の景観まちづくりなど、これまでの藤川まちづくり協議会の取り組みを考慮すれば公共性は問題ないものと思われる。むらさき麦をテーマにして、派手な色にしない等の条例に配慮したデザインであれば問題ないとする。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について条件を付して原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成 30 年度第 1 回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
